

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年3月18日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、土木部砂防室及び東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「砂防室等」という。）の事務室の出入口（外の廊下側）に名刺を入れるための専用箱（以下「名刺受」という。）が設置されている実態を踏まえ、名刺受に置かれた業者の名刺が誰でも見える状態となっていることを実施機関の各部署（砂防室等に限定しない。）が容認している根拠が記述されている文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年3月30日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年4月22日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

砂防室等では、事務室の出入口（外の廊下側）に名刺受を設置し、「名刺はこちらへお願いします。特に御用の方は申し出てください。」との案内プレートを掲げている。

名刺受を設置していることから、個人情報を含めた各種の情報に関する危機管理などのあり方を当然に規定していると考えられるにもかかわらず、本件処分は、これを意図的に開示しなかったものと認められる。

実施機関は、理由説明書の中で、「実施機関の各部署の名刺受は、営業活動のため来庁した業者が、当該各部署の執務スペース内に自由に出入りしないように設置されているものである。」（中略）「業者の名刺は、営業活動を行うために使用されるものであり、不特定の者に配布されるという性質から、ことさら安全確保などの措置が必要とは認められない。」（中略）さらに、「名刺受に名刺を置くかどうかは、来訪した業者の任意であるのだから、名刺受に置かれた名刺が誰の目にも触れることについては、当該名刺を置いた業者は了解していると考えられ、こうしたものの個人情報等の取扱いについてわざわざ文書等を作成する必要はない。」と記載することで、絶大な裁量権の濫用を行っている実態を隠している。

しかし、当該名刺受を設置したのは実施機関であり、名刺受を設置するには、それなりの目的があり、具体的な活用が図られているはずである。名刺を置いた業者は、その担当部署に優遇され、名刺が置かれていない業者は不利益を被る可能性が高いと考えられる。そのような活用の目的がないのなら、置かれた名刺はそのままゴミとして廃棄されているだけのことになるが、当該名刺受を積極的に設置したのは実施機関であり、業者は実施機関から優遇されたいがために、名刺を繰り返して置かざるを得ないというのが真実である。

このような背景を無視し、名刺受に名刺を置くかどうかは、来訪した業者の任意であるとする行政手法は到底容認できるものではなく、かつ、来庁した業者などの名刺が誰でも見える状態を広島県の各部署が容認している根拠が記述されている文書は当然に作成されていると思料されるため、開示請求の対象とした文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求の開示請求書によれば、砂防室等の出入口には名刺受が設置され、「名刺はこちらへお願いします。特に御用の方は申し出てください。」との案内プレートが掲げられていると記載されている。

このことから明らかなとおり、実施機関の各部署の名刺受は、営業活動のため来庁した業者が、当該各部署の執務スペース内に自由に出入りしないように設置されているものである。

異議申立人は、名刺受に置いた名刺が誰でも見ることができ的状态であることから、個人情報を含めた各種情報に関する危機管理について疑義を主張している。

しかしながら、業者の名刺は、営業活動を行うために使用されるものであり、不特定の者に配布されるという性質から、ことさら安全確保などの措置が必要とは認められない。

また、そもそも名刺受の状況から、この箱に置いた名刺が他人の目に触れることは容易に推測できるものであり、このような状況を踏まえて、名刺受に名刺を置くかどうかは、来訪した業者の任意であるのだから、名刺受に置かれた名刺が

誰の目にも触れることについては、当該名刺を置いた業者は了解していると考えられ、こうしたものの個人情報等の取扱いについてわざわざ文書等を作成する必要はない。

したがって、本件請求文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、砂防室等の事務室の出入口の外の廊下側に名刺受が設置されていることから、そこに置かれた業者の名刺が誰でも見られる状態にあるという実態を踏まえ、その状態を実施機関の各部署が容認している根拠が記述されている文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件請求文書は当然に作成されている旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、実施機関の各部署の名刺受の設置状況を確認したところ、全て執務室の出入口周辺に設置されており、一部は出入口の外の廊下側に設置されていた。また、全ての名刺受に「名刺はこちらへお願いします。特に御用の方は申し出てください。」との案内プレートが掲げられていた。そうすると、実施機関の説明するように、名刺受は、営業活動のために業者が執務室に出入りしないようにすることを目的に設置されており、案内プレートの記載から、業者もその目的を理解した上で名刺を置いているものと推察される。

また、名刺受に置かれた名刺は、業者の営業活動のために広く配布されるものであり、実施機関として、そこに記載された情報の安全確保に係る検討等を行う必要性を認めないという実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

また、名刺受の設置されている状況から、そこに名刺を置いた場合に、名刺に記載された個人情報等が他人の目にも触れることは容易に推測できるから、業者はこのことについて容認した上で名刺を置いていると考えられるという実施機関の説明も不自然ではない。

以上のことから、実施機関は、そもそも、業者の名刺に記載された情報の安全確保のための措置の必要性を認めておらず、また、誰の目にも触れることを容認した上で名刺受に置かれた業者の名刺について、それが誰でも見られる状態にあることを実施機関として容認しているか否かについて、文書等を作成する必要性を認めず、本件請求の対象となる文書は存在しないという実施機関の説明は、不自然又は不合理ではない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
20. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 9. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
22. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 4. 23 (平成30年度第1回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
30. 5. 28 (平成30年度第2回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授